

平成 30 年度下期一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン(案)

1 実施目的

都に寄せられるヤミ金融に関する苦情・相談は、減少傾向にあるものの、依然とし多くの苦情・相談があり、ヤミ金融の被害も発生している状況にある。

そこで、被害の未然防止と悪質業者の排除に努めるため、年末の資金需要が高まる 11 月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と定め、貸金業者が集中する駅前、繁華街等の街頭において、関係機関が一体となり、キャンペーングッズやチラシの配布などの啓発活動を行う。

2 実施概要(予定)

(1) 実施時期

- ① 平成30年 11 月 21 日(水) 13時~16時
- ② 平成30年 11 月 22 日(木) 13時~16時

(2) 実施場所

- ① 御徒町南口駅前広場
- ② 高田馬場駅前広場

(3) 実施内容

駅前や繁華街など通行人が集中する場所で、次の内容で実施する。

- ① 参加機関によるキャンペーングッズ(エコバック)、啓発チラシ等の配布
- ② 啓発資料の展示(パネル、ノボリ等)、啓発動画の上映等

(4) 参加機関・団体

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、地元区、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、千葉県、埼玉県、警視庁、東京都 計14機関

(5) 後援

金融庁

(6) その他

キャンペーンに際し、「広報東京都」に掲載するとともにプレス発表を行い周知する外、関係機関等の協力により、案内チラシを配布するなど PR を行う。

3 開催実績

平成 19 年度から、主に新宿駅西口駅地下イベントコーナーにおいて、年 2 回(6 月、11 月)実施しており、これまでに 21 回の開催実績がある。

〔 30年度は、啓発効果をより高めるため、11月の強化月間については、貸金業者が集中する御徒町や高田馬場などの駅前で街頭キャンペーンを展開予定 〕